



上天草市被災者支援に関する制度一覧表

※各種制度の詳細については、問い合わせ先へご確認ください。

判定区分（罹災証明）			全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊	問合せ先
もらえるお金	災害見舞金		6万円	4万円 ※住家が借家の場合は、支給額が1/2の額となります。			3万円		福祉課 0969-28-3381
	被災者生活再建支援金	基礎支援金	100万円	50万円	解体又は長期避難する場合 100万円			※単身世帯の場合は、それぞれ4分の3相当額になります。	
		加算支援金	建設・購入 補修 賃借	200万円 100万円 50万円	建設・購入100万円 補修 50万円 賃借 25万円	解体又は長期避難する場合 建設・購入 200万円 補修 100万円 賃借 50万円			
住まいへの支援	賃貸型応急住宅		民間賃貸住宅に無償で入居可能（最長2年間） ※ただし、半壊は解体世帯のみ						都市整備課 0969-28-3366
	住宅の応急修理		最大75万7千円					最大36万7千円	
	併用不可 家屋等の解体	公費	相談窓口：環境衛生課 ※9月下旬頃から申請受付開始予定						環境衛生課 0964-26-5541
		自費							
減免できる制度	介護保険料の減免		全額	10分の5					高齢者ふれあい課 0969-28-3360
	介護サービス利用料の減免		全額	100分の95					
	後期高齢者医療保険料の減免		全額	2分の1					健康づくり推進課 0969-28-3375
			■ 申請期限：令和9年3月31日まで						
	国民年金保険料の減免		住宅（持家）、家財、その他の財産のうち、被害金額がおおむね2分の1以上の損害を受けた場合、申請に基づき保険料の支払いが免除						
	各種証明書の交付手数料の免除		生活再建等に必要な各種証明書の交付手数料を免除（住民票、印鑑証明書、税証明等）						市民課 0969-28-3368
無料で利用可能	水道料金の減免		漏水した月の使用水量を平常時の水量に基づき減免 ※まずはお電話ください						水道局 0969-28-3369
	災害廃棄物搬入（片付けごみ）受入れ		令和8年熊本地震を起因とする災害廃棄物（片付けごみ）の受け入れ ■期間：令和8年9月4日で終了 ※搬出の前に市役所で申請手続きが必要						環境衛生課 0964-26-5541
	井戸の不具合の原因調査		井戸の不具合（水が出ない・濁っている）の原因調査 ※調査の結果、ポンプの修理などを行う場合は、自己負担が発生することがあります。なお、対象は上水道が未契約の方で飲み水が確保できない方のみ。						
借りられるお金	災害援護資金貸付		世帯主の負傷、家財や住居の損害に応じて最大350万円						福祉課 0969-28-3374
	生活福祉資金（緊急小口資金）		一時的な生活費の貸付（原則として10万円以内）						社会福祉協議会 0969-56-2455

※本内容は、令和8年9月1日時点のもので、今後も随時更新を予定しています。